

事業継続支援金【まん延防止等重点措置枠】 の申請受付を開始します。

まん延防止等重点措置の適用に伴う令和4年1月21日以降の飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等（飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者）に対して支給する、事業継続に向けた支援金の申請受付を下記のとおり開始します。

記

1 事業概要

(1) 対象者

令和4年1月21日以降の時短要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。（タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む）

(2) 支給額

20万円（県内で複数の店舗又は事業所を経営する事業者は40万円）

(3) 支給要件

令和4年1月から令和4年3月までのいずれか1か月において、前年（又は前々年）同月比で20%以上減少していること

※既に飲食関連事業者等として、第1弾（対象期間：令和2年12月から令和3年8月まで）又は第2弾（対象期間：令和3年7月から9月まで）を受給していても、今回の支給要件を満たせば支給対象

2 申請受付期間

令和4年2月28日（月）から5月31日（火）まで ※締切日消印有効

3 申請書の入手方法 ※2月28日（月）9時公開

事業継続支援金【まん延防止等重点措置枠】ホームページ

(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren3.html>

4 相談窓口 ※2月28日（月）から業務開始

名称：新潟県事業継続支援金センター

電話番号：050-5443-3037

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

【問い合わせ先】

産業政策課 課長 柄澤

Tel : 025-280-5231 (内線 2740)